

令和 7 年 8 月 7 日
特 別 区 長 会

杉並区による「児童相談所設置市」に係る 政令指定の要請について

令和 7 年 8 月 6 日、杉並区がこども家庭庁に対し、児童福祉法に規定する「児童相談所設置市」として政令指定することを要請しました。

※ 平成 28 年 6 月に公布された、児童福祉法等の一部を改正する法律により、平成 29 年 4 月から、特別区も政令による指定を受けて児童相談所を設置できるとされています。

- ・資料 1 児童相談所設置に向けた特別区の取組経過（特別区長会資料）
- ・資料 2 杉並区児童相談所の設置について（杉並区資料）

<特別区長会>

- 東京 23 区長で構成する任意団体。
 - 特別区に共通する課題についての連絡調整及び調査研究、特別区の自治の発展を図るために必要な施策の立案及び推進等の活動を行っている。
- 会 長：吉住 健一（新宿区長）
事務局：特別区長会事務局（千代田区飯田橋 3-5-1 東京区政会館 19 階）
※ 特別区は、平成 13 年 6 月から全国市長会に加入している。

【問い合わせ先】

特別区長会事務局 制度担当課長 村川 益美
電話：5210-9736（直通）

※ 資料 2 の内容に関しては、直接、杉並区の担当者にお問い合わせください。

児童相談所設置に向けた特別区の実施経過

- 平成28年5月、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策の更なる強化等を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律が成立し、同年6月に公布された。
- この改正により、平成29年4月から、政令で定める特別区が児童相談所を設置できるようになり、併せて、政府が法施行後5年を目途として、中核市及び特別区が児童相談所を設置できるよう必要な支援を実施することとされた。
- この改正を受けて、22区が児童相談所の設置に向けて検討を進めることを表明し、都や近隣縣市等の児童相談所への派遣研修による人材育成を行うとともに、平成29年6月から、令和2年度設置区（世田谷区、荒川区、江戸川区）の児童相談所設置計画案について、都によるモデル的な確認作業が行われ、その経過を設置希望区にフィードバックしながら設置準備が進められてきた。
また、平成30年5月から、都区間で児童養護施設等の入所や一時保護等に関する広域調整に係る検討が行われた。

【特別区における児童相談所の設置状況】

令和2年度	4月開設	世田谷区・江戸川区	／	7月開設	荒川区
令和3年度	4月開設	港区			
令和4年度	4月開設	中野区	／	7月開設	板橋区
			／	2月開設	豊島区
令和5年度	10月開設	葛飾区			
令和6年度	10月開設	品川区			
令和7年度	4月開設	文京区			

平成28年児童福祉法改正前の主な取組等

- 平成20年 6月 「都区のあり方検討委員会幹事会」で、児童相談所設置などに関する事務について、区へ移管する方向で検討する事務として整理
- 平成24年 2月 都区のあり方検討委員会とは別に、都区の実務者で構成する「児童相談所のあり方等児童相談行政に関する検討会」を設置し、検討を開始
- 平成25年11月 「特別区児童相談所移管モデル」を作成
- 平成26年10月 「特別区児童相談所移管モデル」を基本に、各区で具体化に向けた検討を行い、整理・とりまとめ
- 平成27年 7月 区長による児童相談所・児童養護施設の視察を実施
- 平成27年12月 特別区長会意見書「新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会報告案（たたき台）について」を提出

平成28年児童福祉法改正後の主な取組等

平成28年	5月	特別区長会会長コメント「児童福祉法等の一部を改正する法律の成立について」を公表
平成28年	7月	児童相談所の移管準備を進めるため、区の関係部課長等で構成する「特別区児童相談所移管準備連絡調整会議」を設置
平成28年11月	1月	児童相談所開設に向けたロードマップの作成
平成29年	4月	各区が都の児童相談所への派遣研修を開始
平成29年	6月	世田谷区・荒川区・江戸川区と都との間で、「児童相談所設置計画案のモデル的確認作業」を開始
平成30年	4月	各区が近隣縣市等の児童相談所への派遣研修を開始
平成30年	5月	児童養護施設等の入所施設や里親、一時保護所の広域的な調整に関する事項を協議するため、「特別区児童相談所の設置に向けた広域調整に係る検討会」を設置し、都と検討を開始
平成31年	2月	児童相談所移管に係る課題の対応策について、整理・とりまとめ
令和元年	8月	特別区長会会長コメント「世田谷区及び江戸川区を児童相談所設置市に指定する政令の閣議決定について」を公表
令和2年	4月	世田谷区及び江戸川区が児童相談所を開設 「特別区児童相談所移管準備連絡調整会議」を「特別区児童相談所設置等に関する連絡会」に改組
令和2年	7月	荒川区が児童相談所を開設
令和3年	4月	港区が児童相談所を開設
令和4年	4月	中野区が児童相談所を開設
令和4年	7月	板橋区が児童相談所を開設
令和5年	2月	豊島区が児童相談所を開設
令和5年10月	10月	葛飾区が児童相談所を開設
令和6年10月	10月	品川区が児童相談所を開設
令和7年	4月	文京区が児童相談所を開設

* 上記の取組に加え、専門職採用の拡大や法定研修を含む関連研修の拡充等の取組を行っている。

杉並区児童相談所の設置について

平成 28 年の児童福祉法の一部を改正する法律が成立し、特別区においても児童相談所の設置が可能となりました。これを受けて、令和 7 年 8 月 6 日、杉並区はこども家庭庁に対し、児童福祉法に規定する「児童相談所設置市」として政令指定することを要請しました。この政令指定を受けることにより、杉並区は児童相談所を設置することができます。

1 開設時期

令和 8 年 11 月 1 日（日）

2 基本方針

すべての子どもが、自分らしく生きていくことのできるまち

本区は、児童相談所を設置し、児童福祉法の理念に則り、区民に身近な基礎的自治体として、子どもの権利が保障され、その最善の利益が優先される、「すべての子どもが、自分らしく生きていくことのできるまち」(※)の実現を目指します。

※杉並区基本構想子ども分野の将来像

【基本方針の実現に向けた取り組み】

- (1) 児童相談所は、支援が必要な子どもに会い、子どもの声をしっかりと聞き、支援の方針を策定する。
- (2) 児童相談所は、専門性の向上に努め、家族が主体的に子どもの安全を創っていくよう支援を行うとともに、里親、児童養護施設等と連携して社会的養護の子どもへの支援を、同様の考えのもと実施する。
- (3) 児童相談所、子ども家庭支援センター、保健センターが適切な役割分担の下、強力で連携して迅速かつ的確な児童虐待対応を図る。
- (4) 子ども家庭支援センター及び保健センターの児童虐待の早期発見・未然防止の取組を推進し、一時保護等に至るケースの重篤化を防ぐことで、機動的に対応できる児童相談所をつくりあげていく。
- (5) 保育園、学童クラブ、学校、児童養護施設等の関係機関による要保護児童対策地域協議会の機能強化を図り、地域全体で子どもを見守り支援するとともに子どもの声に耳を傾ける環境づくりに取り組んでいく。

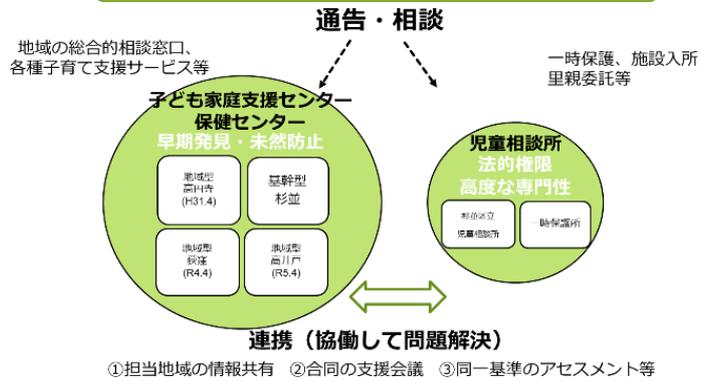
3 児童相談体制

児童虐待対応

○児童相談所と子ども家庭支援センター・保健センターが両輪となって、これまで以上に迅速丁寧な対応を行うとともに、予防機能を一層強化した児童相談体制の実現を目指します。

杉並区が目指す児童相談所

早期発見・未然防止の強化



児童相談

○区で受けている児童相談は、引き続きそれぞれの所管が相談を受け、必要に応じて連携をしていきます。



4 施設概要

所在地：杉並区阿佐谷南一丁目 14 番 8 号
 敷地面積：9 6 9 . 4 1 m²
 延床面積：2 9 9 4 . 9 4 m²
 階数：地上 6 階、地下 1 階

《設置場所地図》



《外観 (イメージ)》



【問合せ先】

杉並区子ども家庭部児童相談所設置準備課
 電話：03-5307-0355